

平成26年度行政官長期在外研究員報告書簡（第1回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
福 岡 涼	千葉地方裁判所 判事補	米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面		
平成26年8月8日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月23日～7月31日）		
同年7月23日より	米国到着	
キーワード欄		
・ 米国への到着		
・		
・ ニューヨーク大学ロースクールにおける受講科目選定と予習		

平成26年8月8日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度行政官長期在外研究員

(米国・ニューヨーク大学)

千葉地方裁判所 判事補 福岡 涼

報告書簡(第1回)

平成26年7月23日～7月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 米国への到着

平成26年7月23日午後2時過ぎ、米国ジョン・F・ケネディ国際空港に到着し、入国審査及び税関検査を終え、宿泊先ホテルに到着した。

第二

第三 ニューヨーク大学ロースクールにおける受講科目選定と予習

1 受講科目選定について

研究テーマに直接関連する科目はもとより、米国法の基礎知識を獲得すべく、日本における基本六法に相当する基礎的な科目を多く受講することとした。例として、Constitutional Law, Introduction to U.S. Civil Procedure, Contracts等を履修することとした。併せて、LL.M.生向けの基本講座（法律文書の作成方法及び交渉術等の法律家としての土台となる知識・スキル獲得を目的とする講座で、科目名はGraduate Lawyeringである。）の受講も決めた。秋学期は、英語でのケーススタディや法律文書作成に慣れ、基礎的知識を獲得することを目標とし、春学期に、研究テーマに関連する諸科目（Evidence, Sentencing Seminar等）を重点的に履修するとともに、秋学期に獲得した基礎的知識を十分に深化させたいと考えている。

2 予習について

LL.M.生向けの米国法基礎講座（講座名：Introduction to U.S. Law and Legal Practice）が8月初旬より開講されるため、同講座の予習を開始した。第1回のクラスに向けた予習課題にして数百ページに及ぶ文献読解等が課せられているため、地道に読み進めて入念な準備を行っているところである。

以上

平成26年度行政官長期在外研究員報告書簡（第2回）

氏 名 福 岡 涼	所属庁・官職 千葉地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面 平成26年9月5日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月1日～8月31日） 同年8月1日～31日 ニューヨーク大学ロースクールにて授業の受講 同月24日 ニューヨーク州キングス郡刑事裁判所（Kings County Criminal Court）訪問		
キーワード欄 ・ ニューヨーク大学ロースクールにおける授業の受講状況等 ・ ニューヨーク州キングス郡刑事裁判所（Kings County Criminal Court）の訪問		

平成26年9月5日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度行政官長期在外研究員

(米国・ニューヨーク大学)

千葉地方裁判所 判事補 福岡 涼

報告書簡（第2回）

平成26年8月1日～8月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ニューヨーク大学ロースクールにおける授業の受講状況等

1 米国法基礎講座の受講について

去る8月11日から22日まで、LL.M.生向けの米国法基礎講座（講座名：Introduction to U.S. Law and Legal Practice）を受講した。同講座の1週目は、米国憲法及び民事手続法の概要、リーガルリサーチの方法、ケースブリーフやリーガルメモの作成方法等に関するものであり、2週目は、クラス毎に決められたテーマに沿ったケースを読み、ケースブリーフィングの課題をこなした上で授業に臨むというものであった。1週目は米国のロースクールにおける予習方法等に慣れさせることを目的としており、2週目は教室におけるソクラテスメソッドの実践に慣れさせることを主眼としたものであった。要求される予習や課題の量が多く、2週目の最終日にオーブンブックのエッセイ式の試験（解答時間は2時間）があったため、連日遅くまでの予習復習を要したが、秋学期の授業及び期末試験に向けた準備という観点から大変有意義な講座であった。当職の受講したクラスのテーマは懲罰的損害賠償制度であり、*Honda v. Oberg*, *BMW v. Gore*, *Cooper Industries v. Leatherman Tools*, *State Farm v. Campbell*, *Philip Morris v. Williams*等の同分野における主要ケースを扱ったが、民事陪審による裁判を受ける権利の歴史的背景や懲

罰的損害賠償制度のデメリット等について、異なる法制度を有する各国の法曹と熱心に議論ができたことは、当職にとって大変意義深い経験であった。なお、最終日の試験結果は合否判定式で通知されるとされていたところ、[REDACTED]の通知を受けたことを申し添える。

2 秋学期の授業の受講について

受講科目の選定については前回の報告書簡にて言及したところであるが、1週目の授業を実際に受講してみて、履修科目に若干の変動がありそうであるので、この点は次回の報告書簡にておって報告することとする。

第二 ニューヨーク州キングス郡刑事裁判所 (Kings County Criminal Court) 訪問

去る8月24日、上記第一の1で言及した講座の担当教授の一人で、現役の裁判官である [REDACTED] によるアレインメントの手続を、ニューヨーク州キングス郡刑事裁判所 (Kings County Criminal Court) にて傍聴した。数時間にわたり、50人弱ほどの被疑者の手続を、法壇上から傍聴することができた。同日は日曜日であったが、ニューヨーク州では被疑者の身柄拘束から24時間以内に裁判官の面前で同手続を受けることが保障されており、隣接するニュージャージー州等とは異なり、土曜日や日曜日であっても同手続のために法廷が開かれているとのことであった。極めて軽微な犯罪（例えば、歩道を自転車で走ったというもの。）でも逮捕されている者が多数いたが、同手続にて即時釈放される者も多いこと、ACD (adjournment in contemplation of dismissal) という制度（裁判官の権限において、当該事件の取扱いを6か月程度延期し、その期間内に再度逮捕される等の事態がなければ、当該事実によって処罰されることはなくなるというもの。条件設定も可能。）が広く活用されている点に、我が国との比較という見地から、特に興味を抱いた。

以上

平成26年度行政官長期在外研究員報告書簡（第3回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
福 岡 涼	千葉地方裁判所 判事補	米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面		
平成26年10月4日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月1日～9月30日）		
同年9月1日～30日	ニューヨーク大学ロースクールにて授業の受講	
同月5日	[REDACTED]による民事訴訟法特別講義の受講	
同月17日	エリック・ホルダー第82代アメリカ合衆国司法長官による 特別講演の聴講	
同月22日	異文化コミュニケーションに関する特別講義の受講	
キーワード欄		
・ ニューヨーク大学ロースクールにおける授業の受講状況等 ・ 合衆国司法長官による特別講演の聴講		

平成26年10月4日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度行政官長期在外研究員

(米国・ニューヨーク大学)

千葉地方裁判所 判事補 福岡 涼

報告書簡(第3回)

平成26年9月1日～9月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ニューヨーク大学ロースクールにおける授業の受講状況について

1 本学期の受講科目の選定について

ニューヨーク大学ロースクール(以下「本ロースクール」という。)においては、L.M.コース修了のために24単位の取得を要することとされているが、秋学期には合計12単位分の授業を履修することとした。以前の報告書簡でも若干触れたが、本学期は、手続法を中心とする米国法の基礎知識の獲得及び外国語での研究能力の向上という見地から、研究テーマに直接的に関連する科目のみならず、我が国の基本六法に相当する科目や外国人法曹向けの基本講座(米国における法律文書作成、文献調査能力の向上等を目的とする講座)も受講することとした。科目名としては、捜査後の刑事手続の流れを取り扱うCriminal Procedure: The Adjudicatory Part・from First Appearance to Post Conviction, 米国民事訴訟手続を概観するIntroduction to U.S. Civil Procedure, ケースを中心に米国契約法理論を検討するContracts, 上記外国人法曹向けの講座であるGraduate Lawyering I: Intensiveである。この他に、これらに関連する各種特別講義や講演会、実務家によるセミナー等に随時参加することにより、研究テーマ

に関連する知見を獲得していきたいと考えている。

なお、以上の諸科目に加えて、英語を母国語としない外国人学生向けのLegal Englishという講座（取得単位には算入されないものの、本ロースクールの教授が、ケース・ブリーフィングや法律文書作成に必要な英語の技法を教授する。）を任意に受講しているほか、修士課程・博士課程に在籍している全研究科の外国人学生を対象とした英会話セッションにも積極的に参加することにより、一層の語学力向上に努めているところである。

2 授業の受講状況について

本ロースクールでは、大半の授業において、J.D.課程に所属する学生とともに授業を受講する。語学力の差もあり、適時に的確な発言をすることには一定の困難が伴うが、比較法的視点から授業に貢献することが可能である。例えば、刑事訴訟法の受講者には、当職の他に、シンガポール共和国の検察官並びに台湾の裁判官及び検察官等がおり、彼らとともに、各々自国の法制度の紹介等を行う機会が存する。今後もこのような貢献を継続し、さらに、J.D.課程の学生との議論にも積極的に取り組んでいきたい。

第二 [] による民事訴訟法特別講義の受講

去る9月5日、[] 著名な学者である [] によるLL.M.生向けの民事訴訟法特別講義を受講した。証拠開示、クラス・アクション、代理人の成功報酬制、民事訴訟における陪審制度等をはじめとする米国の民事訴訟に特徴的な制度を概観するというものであり、講義の時間は限られていたものの、多くの示唆が得られた。合衆国においては、政策決定過程における社会全体の合意形成について裁判所の果たす役割が事実上大きく、一般市民もそれを強く意識して訴訟活動を行っているとの指摘や、成功報酬制の採用が、原告側代理人弁護士による濫用的な訴訟提起を事実上抑制している面もあるとの指摘が、特に興味深く感じられた。

第三 エリック・ホルダー第82代合衆国司法長官による特別講演の聴講

去る9月17日、エリック・ホルダー第82代合衆国司法長官が本ロースクールを訪問され、企業犯罪とコンプライアンスについての特別講演をされた。企業自体が直接的に刑事責任を負うか否か等を含め、我が国の法制度と異なる点はあるものの、企業犯罪発生後の捜査の展開とコンプライアンスの徹底等に関して、多くの示唆が得られる講演であった。

以上

平成26年度行政官長期在外研究員報告書簡（第4回）

氏 名 福 岡 涼	所属庁・官職 千葉地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面 平成26年11月3日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月1日～10月31日） 同年10月1日～31日 ニューヨーク大学ロースクールにて授業の受講 同月17日 ニューヨーク州（ブロンクス郡）裁判所（The Criminal Term of Bronx Supreme Court）訪問 同月22日 法と経済学に関する特別講義及び司法の独立と説明責任に関する特別講義の受講		
キーワード欄 ・ ニューヨーク大学ロースクールにおける授業の受講状況等 ・ ニューヨーク州（ブロンクス郡）裁判所（The Criminal Term of Bronx Supreme Court）訪問 ・ 法と経済学，司法の独立と説明責任に関する特別講義の受講		

平成26年11月3日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度行政官長期在外研究員

(米国・ニューヨーク大学)

千葉地方裁判所 判事補 福岡 涼

報告書簡(第4回)

平成26年10月1日～10月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ニューヨーク大学ロースクールにおける授業の受講状況について

ニューヨーク大学ロースクールにおいて、引き続き秋学期の各授業を受講している。これまでの各授業において取り扱われた主題は多岐にわたる。例えば、民事訴訟法の授業では、これまでに、訴答手続、ディスカバリー(制度概要、制裁、外国当事者を含む訴訟における証拠開示等)、サマリー・ジャッジメント、民事陪審の制度的基礎と役割、陪審裁判における裁判官の役割、裁判管轄権等を扱い、また、契約法の授業では、申込と承諾、約因法理、約束的禁反言の法理、書式の抵触、契約解釈を巡る諸問題(パロール・エヴィデンス・ルール、契約条項の補充等)、強迫、不実表示、非良心性、裁判上の救済等を扱った。いずれの授業も、一見して相反するように思われる複数のケースを取り上げた上で、その理由を考えさせる点に重点が置かれており、多角的に問題点を検討する視点の涵養に資するものと感じている。引き続き、各授業から有益な示唆を得られるように精励したい。

第二 ニューヨーク州(ブロンクス郡)裁判所(The Criminal Term of Bronx Supreme Court)の

訪問

去る10月17日、上記刑事訴訟法の担当教授のご紹介により、標記の裁判所（同州におけるSupreme Courtは我が国の第一審裁判所に相当する。）の[]の裁判官室を訪問し、[]の法廷（陪審審理）を傍聴させていただいた上、両氏に我々の質問にお答えいただいた。ブロンクス郡はニューヨーク州の他郡に比して治安が悪く、事件数の多さ等に起因する裁判遅延の問題が指摘されている地区である。裁判官及び裁判所職員の不足、拘置施設が裁判所から遠いという場所的要因、これらの根底にある予算の不足等の多くの問題点について、現職の判事の見解をうかがうことができた。迅速な裁判を受ける権利の保障等に関して、考えさせられる点が多かった。また、陪審に対する説示における注意点や司法取引の要件を審査する際の視点等の実務的な知見についてもお話をうかがうことができた。ブロンクス郡では陪審審理による無罪率が他郡に比して高い傾向が認められるが、この現象を理由付ける仮説として、陪審を構成する市民の中に、捜査機関に対する悪感情を抱いている者が多くいる可能性があるとの見解をご紹介いただいた。特に興味深く感じた点である。

第三 法と経済学、司法の独立と説明責任に関する特別講義の受講

去る10月22日、[]による「法と経済学」の基本的な理論に関する特別講義を聴講した。主な内容は、契約法分野における法解釈論に経済学による効率性の分析の視点を取り入れる手法についてであったが、これは市場メカニズムを重視する米国の特徴を表す分野ともいえ、興味深い内容であった。

同日、第3巡回区連邦控訴裁判所（United States Court of Appeals for the Third Circuit）の[]による「司法の独立と説明責任」と題する特別講義も受講した。裁判官による回避を題材に、司法の自律は司法の独立性と国民に対する説明責任の二つの堅固な基礎の上に成立していると説くものであった。裁判官倫理についての深い示唆に富んだ講義であった。

以上

平成26年度行政官長期在外研究員報告書簡（第5回）

氏 名 福 岡 涼	所属庁・官職 千葉地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面 平成26年12月4日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月1日～11月30日） 同年11月1日～30日 ニューヨーク大学ロースクールにて授業の受講 同月5日 人種及び貧困並びに死刑に関する特別講義の受講 同月12日 刑事事件の誤判に関するパネルディスカッションの聴講		
キーワード欄 ・ ニューヨーク大学ロースクールにおける授業の受講状況等 ・ 人種及び貧困並びに死刑に関する特別講義の受講 ・ 刑事事件の誤判に関するパネルディスカッションの聴講		

平成26年12月4日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度行政官長期在外研究員

(米国・ニューヨーク大学)

千葉地方裁判所 判事補 福岡 涼

報告書簡(第5回)

平成26年11月1日～11月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ニューヨーク大学ロースクールにおける授業の受講状況について

ニューヨーク大学ロースクールにおいて、引き続き秋学期の各授業を受講中である。刑事訴訟法の授業で取り扱われた主題は、これまでに、弁護人依頼権の保障範囲とその実質化のための政策論、正式事実審理前の勾留と保釈、警察段階及び検察段階での事件の選別、ダイバージョンの活用、大陪審、二重の危険の理論、事件の主観的併合及び客観的併合、ディスカバリー(証拠開示)、迅速な裁判を受ける権利の保障、司法取引を取り巻く課題(立法上の制限、検察実務上の指針、司法取引における被害者の位置づけ、司法取引の有効要件、裁判官の果たす役割等)、陪審による裁判を受ける権利、陪審員選任手続に係る問題点、陪審員に対する法律概念の説明、評議と評決の在り方、量刑ガイドライン、量刑と人種差別に関する諸問題等、多岐にわたる。

いずれの主題についても、制度の違いや社会的情勢の違いが、各論点の重要性に大きく影響していると感じる。例を挙げると、米国では、二重の危険の理論をめぐる議論が非常に活発であるようだが、その背景には、州と連邦という二つの刑罰権が同一の審級

において併存する米国特有の事情があると思われる。このように、議論の主題の設定の仕方自体からも学ぶべきことが多いと感じている。同授業は、法律論を基本としつつも、政策論にも踏み込んだ議論が求められる点に特徴がある。この点は、担当の[]が社会学のバックグラウンドもお持ちであることと無関係ではないであろう。具体的な手法としては、50州及び連邦における特徴的な制度をピックアップして概観し、比較した上で、政策としてはどの制度を採用するのが望ましいかという点に着目して議論を行う。以前の報告書簡でも触れたが、同授業には、J.D.課程に在籍する米国人（を中心とする）学生の他に、当職を含めて数名の外国人学生が参加しており、このような政策に焦点を当てた議論においては、自国の制度の概要とその趣旨を説明することでクラスに貢献する機会を多く持つことができる。また、他の学生の発言を契機に、これまでにあまり意識することのなかった自国の制度の長所・短所が浮き彫りになることもしばしばある。自国の法制度を相対化して評価する視点の獲得という意味で、本留学の目的に資する得がたい経験ができていると実感しているところである。

第二 人種・貧困と死刑に関する特別講義及び刑事事件の誤判に関するパネルディスカッションの聴講について

去る11月5日、死刑求刑事件を中心に著名な刑事弁護人である[]氏の特別講義を受講した。特に一部の州において死刑判決を受ける被告人が特定の人種及び貧困層に偏っているという統計を前提に、米国において未だ根深い人種差別問題や熱心でない弁護人による質の低い弁護がその一因ではないかと論じるものであった。陪審員選任の手續における理由なき不選任に関するBatson判決等、授業で扱われた判例に関する問題を掘り下げており、実務的観点からの検討という意味で大変有益であった。

また、同月12日、刑事事件の誤判に関するパネルディスカッションを聴講した。学者と実務家がそれぞれの立場から科学的証拠に基づく確定有罪判決の見直し等に関する意見を交換するものであった。特に、ブルックリン地区検事である[]

氏による、同地区検察庁における近時の取組み（検察官が確定有罪判決の見直し作業を行う特別な部署を設置したというもの）の紹介は非常に興味深いものであった。

以上

平成26年度行政官長期在外研究員報告書簡（第6回）

氏 名 福 岡 涼	所属庁・官職 千葉地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面 平成27年1月5日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月1日～12月31日） 同年12月1日～18日 ニューヨーク大学ロースクールにて授業の受講及び期末試験の受験 同月29日 合衆国連邦最高裁判所の見学		
キーワード欄 ・ニューヨーク大学ロースクールにおける授業の受講状況及び期末試験の受験状況等 ・合衆国連邦最高裁判所の見学		

平成27年1月5日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度行政官長期在外研究員

(米国・ニューヨーク大学)

千葉地方裁判所 判事補 福岡 涼

報告書簡(第6回)

平成26年12月1日～12月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ニューヨーク大学ロースクールにおける授業の受講状況及び期末試験の受験状況等について

ニューヨーク大学ロースクールにおいて、引き続き秋学期の各授業を受講し、その全日程終了後、各科目の期末試験を受験した。同ロースクールの成績評価は、レポート等の提出によって期末試験受験に代えるもの、試験問題を持ち帰り制限時間内に提出するtake home方式のもの、教室内で一斉に受験するin class方式のもの等、科目によって種々異なるが、私の受講していた4科目のうち3科目(刑事訴訟法、民事訴訟法、契約法)がin class方式であった。試験対策の方法は人によって様々であるが、私は、他の学生とグループを作るなどして復習し、対応した。他国出身の学生と共同で学習するのはそれ自体骨が折れる作業であり、実際の受験に関しても、英語の読解力やライティングの能力に比して時間制限が厳しいなど苦勞する部分も多かったが、試験勉強をすることにより、講義時の表面的理解が体系的理解に変わっていく感覚が少し得られたように思う。学期間の休暇中に再度各科目の復習をするなどして、来学期に備えたい。

なお、試験と関係するものではないが、去る12月5日、米国における昨今の黒人差別に関する議論（ミズーリ州ファーガソンの事件に端を発するもの）及び異なる宗教的背景を有する学生間の軋轢（ニューヨーク大学ロースクール内で最近特に問題になったもの）に関し、ロースクールのDeanと学生が、学生団体等の運営等について話し合うというフォーラムに出席した。実際の学生間の軋轢がいわゆるヘイトスピーチに関連するものであったこともあってか、Deanが、大学というアカデミックな場における表現の自由の重要性、特に、表現内容に着目して表現自体を規制するのではなく、参加者の多様性が保持された意見交換の場を確保した上で議論することの重要性を繰り返し説いていたことが印象的であった。米国のロースクールでは、日常的に、このようなフォーラムが設けられたり、各界の論者を招いての講演会及び討論会が開催されたりするが、講義の予習等に支障がない範囲でこれらに参加することは、講義の理解を実社会の問題に当てはめるという意味で、非常に有益であると考えているところである。

第二 合衆国連邦最高裁判所の見学について

去る12月29日、学期間休暇を利用してワシントンD.C.を訪問し、合衆国連邦最高裁判所（Supreme Court of the United States）を見学した。連邦最高裁判所の歴史に関するパネル展示、歴代裁判官に関するエピソードの紹介、裁判官の使用する備品等の展示が行われていたほか、法廷の見学やレクチャーの受講が可能であった。レクチャーは法廷で行われた。まず、法廷内の彫刻や装飾の意味するところの解説がなされ、さらに、連邦最高裁判所裁判官に任官するための憲法上の要件（大統領によって指名され、上院の承認を得ること以外に、法曹資格等を含め特段の要件がないこと）及び任務終了の時期に関する憲法上の規定（「善行を保持する限り」）の解説、年間の事件処理数等に関する解説がなされた。もとより一般見学者向けのレクチャーの域を出るものではないが、三権分立について受講者に問いかけることからレクチャーを開始するなど、その方法や内容等に興味深いものがあり、参考になる点もあったと考えている。

以上

平成26年度行政官長期在外研究員報告書簡（第7回）

氏 名 福 岡 涼	所属庁・官職 千葉地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面 平成27年2月3日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月1日～1月31日） 同年1月13日 ニューヨーク州（キングス郡）裁判所（The Criminal Term of Kings Supreme Court）訪問 同月1月20日～31日 ニューヨーク大学ロースクールにて授業の受講		
キーワード欄 ・ ニューヨーク州（キングス郡）裁判所（The Criminal Term of Kings Supreme Court）訪問 ・ ニューヨーク大学ロースクールにおける授業の受講状況等		

平成27年2月3日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度行政官長期在外研究員

(米国・ニューヨーク大学)

千葉地方裁判所 判事補 福岡 涼

報告書簡(第7回)

平成27年1月1日～1月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ニューヨーク州(キングス郡)裁判所(The Criminal Term of Kings Supreme Court)訪問について

去る1月13日、コロンビア大学ロースクールにおいて研究中の西澤健太郎研究員の紹介により、標記の裁判所において、[REDACTED]の裁判官室を訪問し、同判事の法廷(陪審員選任の手續)を傍聴させていただいた上、同判事に質問にお答えいただく機会に恵まれた。同日に行われた手續は、当初の陪審員候補者から陪審員を選任する過程で候補者の人数に不足が生じ、法定の人数の陪審員を確保できなかったため、新たな陪審員候補者を呼び出して陪審員及び予備の陪審員を追加で選任するというものであった。

手續は、まず、裁判官が候補者に対し、個別に(ただし全候補者の面前で)、居住地区及び継続居住年数、同居の家族の有無、候補者本人や家族の職業、過去に陪審員として職務に従事した経験の有無、法執行機関に勤める家族や友人の有無、候補者本人又は近親者についての犯罪被害体験の有無、趣味の内容等を尋ねた後、検察官、弁護人が追加の質問をする時間を各々20分間与えられるという順序で進ん

だ。名目は追加質問であるものの、実質においては、双方当事者が当該事件の証拠構造を意識した上で、陪審に対する裁判官の説示又はトライアルにおける争点に関する主張を先取りして、候補者（ひいては、その中から選任される陪審員）へのアピールを行っていたという印象である。例えば、検察官は、「複数の証人の証言間に僅かな食い違いがあるとして、証言全体の信用性が否定されると考えるか」、「核心的な証言をする重要証人に前科があるとして、証言の信用性に疑義があると考えるか」といった質問を、弁護人は、「複数の証人が互いを庇いあって他人に罪をなすりつける可能性についてどう考えるか」といった質問を、陪審員候補者に対して行っていた。その後、回答を踏まえた上で、双方が、理由のある不選任、理由なき不選任に関する権利を行使した。この際、裁判官は、候補者に予め付された順位に従い、権利を行使するか否かを双方に問うため、検察官及び弁護人は、残余候補者数等を気にしながら申出を行っていた。この点で、戦略性の要素が強い手続が採用されていると感じた。

秋学期の刑事訴訟法の授業において、陪審員選任の手続一般や理由なき不選任に関するBatson判決等について取り扱ったが、その実務上の運用を確認することができた上、選任手続に関する日米比較という意味でも興味深い点が多く、非常に有意義であった。

第二 ニューヨーク大学ロースクールにおける授業の受講状況等について

去る1月20日より、ニューヨーク大学ロースクールにおいて、春学期の各授業の受講を開始した。本学期は、ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所判事である[REDACTED]の量刑セミナー（Sentencing Seminar）や憲法訴訟等で著名な弁護士である[REDACTED]の証拠法（Evidence）等の授業を受講する予定であるが、受講科目については、完全に確定した後に、次回の報告書簡にておってご報告申し上げる予定である。

以上

平成26年度行政官長期在外研究員報告書簡（第8回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
福 岡 涼	千葉地方裁判所 判事補	米国 ニューヨーク大学
提 出 書 面		
平成27年3月2日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月1日～2月28日）		
同年2月1日～28日 ニューヨーク大学ロースクールにて授業の受講		
同月13日	ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所での傍聴	
同月18日	警察官の有形力行使に関するパネルディスカッションへの出席	
同月24日	イノセンス・プロジェクトに関するセミナーへの出席	
キーワード欄		
・ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所（the United States District Court for the Eastern District of New York）における [] の量刑審理の傍聴 ・警察官の有形力行使に関するパネルディスカッションへの出席 ・ [] 氏によるイノセンス・プロジェクト（the Innocence Project）に関するセミナーへの出席 ・ニューヨーク大学ロースクールにおける授業の受講状況等		

平成27年3月2日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度行政官長期在外研究員

(米国・ニューヨーク大学)

千葉地方裁判所 判事補 福岡 涼

報告書簡(第8回)

平成27年2月1日～2月28日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所 (the United States District Court for the Eastern District of New York) における量刑審理の傍聴

去る2月13日、標記の裁判所において、同裁判所の[REDACTED]による量刑審理を傍聴した。同判事は本学期に履修している量刑セミナーの担当教授でもあり、同セミナーで主なテーマとされている連邦量刑ガイドライン (Sentencing Guidelines) の実務について知見を得ることが目的であった。事案は、私人である被告人が警察官を装い、現職警察官ほか複数名と共謀の上、違法薬物の密売人に対し強盗を行って薬物入手し、多数人に譲渡するなどしたというもので、量刑上の争点は、捜査機関に対する被告人の「相当程度の協力 (substantial assistance)」(ガイドライン §5K1.1.) を認めてガイドライン・レンジからの離脱を是とするか否かであった。結局、協力は不十分であり離脱についてのいかなる約束も成立していなかった旨の検察官の主張が正当と認められ、離脱は否定された。審理後に同判事に質問した際、同判事が、上記のような事案の性質及びトライアル終結まで被告人が弁護人選任を拒み続けたこと (right to self-representation も認められる。) 等の特異な事情の多い本件のような事案では、

ガイドラインは必ずしも万能ではなく、最終的には、裁判官が自己の良識と法的判断に従って適切な量刑を導くほかない旨述べていた。この点は強く肯けるところである。

第二 警察官の有形力行使に関するパネルディスカッションへの出席

同月18日、”Promoting Transparency in Police ‘Excessive Force’ Cases”と題する警察官の有形力行使に関するパネルディスカッションに出席した。パネリストは、元ニューヨーク市警[]氏ほか数名のニューヨーク大学ロースクール教授陣に加え、New York Civil Liberties UnionやNational Association for the Advancement of Colored People等の公民権運動関連組織の関係者、ニューヨーク市警のDeputy Commissioner等の方々であった。議題は、動画撮影機器を警察官が身につけて任務に当たることの是非と理論上及び実務上の限界(同市警において実施されているパイロット・プログラムの紹介等を含む。)、銃火器使用事例における警察側からの説明手続の不十分さ、有形力行使に関する内部研修の実情等、多岐にわたった。近時、同市警も当事者として取り上げられている問題だけに、聴衆も含めて非常に白熱した議論が展開された。個人的には、合衆国憲法第4修正、特に捜索差押えの該当性判断の基準の1つとされる「プライバシーの合理的な期待 (reasonable expectation of privacy)」との関係で、動画撮影機器装着及び撮影をいかなる事例に限定するかに関する議論が最も興味深く感じられた。

第三 イノセンス・プロジェクト (the Innocence Project) に関するセミナーへの出席

去る同月24日、[]氏による標記セミナーに出席し、お話を伺った。同氏は、いわゆるO. J. Simpson事件の弁護人の1人としても、DNA鑑定の専門家としても著名な弁護士であるが、DNA鑑定を用いて再審無罪を獲得することを主たる目的とする同プロジェクトの代表者の1人でもある。同プロジェクトは、今後DNA鑑定以外の分野にも活動を拡大していくとのことであったが、そのお話の中で、同氏が、刑事裁判で用いられる科学的知見を裁判官が正しく理解することの重要性を繰り返し説いて

いた点が印象的であった。特に、犯人を同定する証言に関し、心理学者による実証的研究の成果にも言及していたが、これらの点は米国において盛んに研究がなされている分野でもあり、このような知見の蓄積が実務に及ぼしている影響は少なくないと感じられた。

第四 ニューヨーク大学ロースクールにおける授業の受講状況等について

引き続き、春学期の各授業を受講している。受講科目や各科目の内容等については、次回の報告書簡にておってご報告申し上げることとしたい。

以上